

平成 30 年度 熊本県森林審議会議事録

開催日：平成30年11月21日（水）

開催場所：ホテル熊本テルサ3階「たい樹」

【開会】13:55

< 森林整備課審議員 >

それでは定刻前ではございますが、皆様お揃いですので、ただ今から、平成30年度熊本県森林審議会を開催させていただきます。

- ・ 席順確認（五十音順）
- ・ 会議公開の説明

ここで、委員の皆様を御紹介させていただきます。

- ・ 委員紹介（柳詰会長以下五十音順）

出席委員（10名）

柳詰委員（会長）、秋吉委員、井口委員、井澤委員、入江委員、大塚委員、倉田委員、陣川委員、長谷川委員、松村委員

九州森林管理局計画保全部長の井口委員、森林総合研究所九州支所長の陣川委員並びに熊本県議会農林水産常任委員会副委員長の松村委員におかれましては、今回新たに当審議会の委員に御就任いただいております。

委員の皆様、よろしくお願いたします。

なお、陶山委員と藤崎委員は、所用により本日は欠席でございます。

それでは、審議会開催に先立ちまして、福島農林水産部長が御挨拶を申し上げます。

（福島農林水産部長挨拶）

< 森林整備課審議員 >

それでは、まず、本審議会の定足数について、申し上げます。

本日は委員12名のうち、10名の方々に出席をいただいております。熊本県森林審議会規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、御報告申し上げます。

それでは、審議会開催にあたり、柳詰会長に御挨拶をお願いしたいと思います。

柳詰会長よろしくお願いたします。

（柳詰会長挨拶）

< 森林整備課審議員 >

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

議長については、熊本県森林審議会規則第3条に基づき、会長が務めることとなっておりますので、柳詰会長に議長をお願いいたします。

<柳詰会長>

それでは、議長を務めさせていただきます。

まず、議事録署名者2名を選任、指名する必要がありますので、指名させていただきます。

議事録署名者に、井口委員と井澤委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。

本日は、知事からの諮問事項である「緑川地域森林計画(案)」及び「地域森林計画変更計画(案)」について御審議いただきます。

事務局より説明願います。

<事務局説明>

緑川地域森林計画(案)及び地域森林計画変更計画(案)(白川・菊池川、球磨川、天草)について、別添資料を基に説明。

(説明者：森林整備課長)

14:40 説明終了

<柳詰会長>

ただ今の説明に対して、御質問、御意見がございましたら、挙手のうえ御発言願います。

<松村委員>

新たな森林管理システムについて、市町村が最終的に管理することになっているが、市町村が自ら管理するということは、それに係る職員等が必要となると思うが、どのように管理を進めていくこととなるのか。

<森林整備課長>

まずは、市町村内の森林所有者に市町村が意向調査を行い、森林所有者にその森林を経営していく意思があるかどうかの判断をしてもらう。

市町村に委託すると希望された場合、市町村が一度その森林を預かることとなるが、その森林が林業経営に適していると判断された場合には、市町村から林業事業体に再委託を行い、林業経営を行っていくこととなる。

しかし、奥地にある自然条件の悪い森林など、どうしても林業経営が成り立たないような森林については、松村委員御指摘のとおり、市町村が管理を行っていくこととなるが、市町村によっては職員数が少ないところもある。

日頃の見回り等も当然必要となってくるため、その執行については、森林組合や林業事業体に再委託を行い、管理・経営を進めていくこととなる。

<柳詰会長>

よろしいでしょうか。他にございませんか。

<井澤委員>

森林は多いけれども人口が少ないといった場合の市町村の負担と、森林が多く、所有者が管理できないため市町村に委託するといった場合の経費の負担はどこが行うのか。

<森林整備課長>

後ほど、会議次第の5において、森林環境税及び新たな森林管理システムについて詳しく説明させていただくが、今の御指摘に関しては、来年度から森林環境譲与税が創設されることとなっており、制度上、各市町村に人口や森林面積等に応じた配分が行われる。

県内には45の市町村があるが、一定の財源が新たに譲与されることとなるため、それを活用し、市町村は人員の強化や林業事業体へ再委託などを行い、しっかりと森林の経営管理を行っていただくこととなる。

そのような財源措置も併せて創設されていることを御理解いただければと思う。

<柳詰会長>

森林環境税及び新たな森林管理システムについては、後ほど御説明があるということですので、その際に色々と御意見をいただければと思います。

他に委員の皆様、御質問ございませんか。

<井澤委員>

天然生林において天然更新が見込まれているが、今はシカの被害が甚大。

天然更新させたいと思っても、植物を全部シカが食べてしまうのではないかと心配している。

その対応をどう考えているか。

<森林整備課長>

シカの被害は、10年ほど前まで県の南部を中心に被害が集中していたが、近年では、狩猟者の減少などから県全域に生息域が広がっており、天草地域においてもその生息が確認され、新たな植林や天然更新を図るうえで、シカの被害は無視できないものとなっている。

その対策としては、関係機関と連携しながら、一つはシカの頭数を減らしていくこと、そしてもう一つは、シカの被害をいかに防ぐかという取り組みを行っている。

県では、水とみどりの森づくり税を県民の皆様に御負担いただいているところだが、その一部をシカの被害防護柵への助成として活用させていただいている。

新植地等の守るべき森林について、その初期生長をアシストするため、国庫補助事業や水と緑の森づくり税を活用し、しっかりと守るべきところは守るという立場で、シカ被害防護柵の整備等を行っている。

<柳詰会長>

他にございませんか。

<柳詰会長>

それでは私から一ついいでしょうか。

計画の概要 20 ページですが、横線の引いてある部分で、『森林所有者自らが実行できない場合には、「市町」が経営管理の委託を受け・・・』とあるが、村はやらなくていいのか。また、23 ページにも同様の表現があるが、どうか。

< 森林整備課長 >

20 ページについては、緑川計画区には村がないことからそのような表現としている。
23 ページについては、誤りであるため「市町村」と修正させていただく。

< 柳詰会長 >

他にございませんか。

他に御意見もないようでございますので、緑川地域森林計画(案)及び地域森林計画変更計画(案)については、原案どおり異議がない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がないようですので、「緑川地域森林計画(案)」及び「地域森林計画変更計画(案)」については、原案のとおりで異議のない旨、答申することに決定をいたします。

なお、御審議いただきました「緑川地域森林計画(案)」及び「地域森林計画変更計画(案)」につきましても、今後、農林水産大臣への協議が必要とのことであり、協議の結果によっては、若干修正されることも考えられます。

この場合においては、会長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がないようでございますので、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

14 : 50 終了

< 柳詰会長 >

続きまして、会議次第の 5「報告等」に移ります。

今回は、森林保全部会審議結果、「森林環境税(仮称)」及び「新たな森林管理システム」について、「くまもと林業大学校」の設置について、の三つの報告等が用意されています。

まずは、森林保全部会審議結果についてですが、本日は、森林保全部会長の藤崎委員が御欠席ですので、森林保全部会委員の倉田委員から御報告願います。

< 倉田委員 >

昨年(2019)の森林審議会以降、これまでに審議した 4 件の林地開発許可の申請に係るものを報告します。

(審議結果について、別添資料 2 に基づき報告)

< 柳詰会長 >

ただ今の報告のとおり、森林保全部会の審議の結果、許可は適当であるとの報告がありましたので、それを受け、知事に対してその旨の答申を行ったところであります。

ただ今の報告に対して、御質問、御意見がございましたら、挙手のうえ御発言願います。

< 柳詰会長 >

よろしいでしょうか。

御意見もないようですので、ここで質疑を終わりたいと思います。

続きまして、「森林環境税（仮称）」及び「新たな森林管理システム」について、「くまもと林業大学校」の設置について、を事務局から説明願います。

< 森林整備課長 >

それでは、「森林環境税（仮称）」及び「新たな森林管理システム」について御説明させていただきます。

（別添資料3に基づき説明）

< 林業振興課長 >

続きまして、「くまもと林業大学校」の設置について御説明させていただきます。

（別添資料4に基づき説明）

< 柳詰会長 >

ただ今、「森林環境税（仮称）」及び「新たな森林管理システム」について、「くまもと林業大学校」の設置について、の説明がりましたが、御質問、御意見ありませんか。

< 井口委員 >

くまもと林業大学校について、参考までにお伺いしたい。

大変素晴らしい取り組みだと感心して聞かせていただいた。

資料4の4ページ、教育方針の(2)魅力ある研修環境づくり に『県独自の就業支援金制度の創設』とあるが、私の記憶だと、国の補助金で就業給付金が年間で最高150万円であったと思うが、県の支援制度とはどのようなものか。

< 林業振興課長 >

現在、国から月12万5千円の補助金を10ヵ月分いただいている。

しかし、予算の枠が年々縮小し、今年度は5人分程度の予算措置となっているところ。

今回、くまもと林業大学校の開校に伴い、20人分について予算措置したいと考えており、同じ要件で、その不足分を支援することとしている。

< 柳詰会長 >

他にはありませんでしょうか。

<倉田委員>

資料4の2ページで認定事業体の説明があるが、現在、認定事業体は県内にいくつあるのか。

また、先程の新たな森林管理システムの説明の中で「意欲と能力のある林業経営者」との説明があったが、現在の認定事業体が「意欲と能力のある林業経営者」と位置付けられることになるのか。

加えて、県では「意欲と能力のある林業経営者」の数をどれくらい見込んでいるのか。

<林業振興課長>

現在の認定事業体数は、86事業体となっており、約1,000人が就業している。

県としては、そのすべての事業体に「意欲と能力のある林業経営者」になってもらいたいと考えている。

そのためには、事業量の増加やコストの縮減といった取り組みを事業体に行ってもらふ必要があるため、その基準をこれから作成するところ。

これは、林野庁からの指導を受けながら3月までに作成・公表を行い、募集、認定を進めることとしている。

「意欲と能力のある林業経営者」の数については、具体的な目標があるわけではないが、多い方がいいと考えている。

<柳詰会長>

他にはありませんでしょうか。

<秋吉委員>

国土利用計画法関係の会議にも参加させてもらっているが、そこでよく話題に上がるのは、太陽光発電施設の設置に伴う開発についてであり、その件についての質問も多い状況。

藤崎委員もその場におられ、『この開発は、森林法の林地開発許可制度に基づく審査等を経て許可されたものです。』という説明をされているところだが、他の参加者からすると、『なぜ、山を手放して広大な太陽光発電施設にするのか、山で経営はできないのか。』という質問があっている。

私も藤崎委員も、『後継者や担い手不足等の問題から、適切な管理ができないため、売買や借地といった形になるケースが多いようだ。』と回答しているところ。

今回、森林環境税の創設や林業大学の開校により、担い手対策等に関して県に力を入れてもらうことは、私たち林業を行っている者からすると大変心強く思っている。

どの業界も人材が欲しくても見つからない状況にあるが、特に林業に関しては、国の宝であり、森林を守って国を維持するという大切な役割を担う人材を確保するためにも、この林業大学には成功していただきたいと思っている。

<林業振興課長>

貴重な御意見大変ありがたく、我々も一生懸命やっていきたいと思っている。

御意見等をどんどんお寄せいただき、さらに良いものにしていきたい。

< 柳詰会長 >

他にはありませんでしょうか。

< 入江委員 >

林業大学校について、大変いい取り組みだと思っている。

私は建設事務所をしているが、今、鉄、コンクリートの値段がすごく上がっている。

それに対して、木材も、もう少し上がってもいいのではないかと考えている。

作業の流れなどを知ったうえで、一般のお客さんがその過程を理解していくベースとして、林業大学校の卒業生たちがどんどん教えていけばよりよくなるのではないかと考えた。

大変期待している。

< 柳詰会長 >

他にはありませんでしょうか。

< 大塚委員 >

林業大学校ができることは、今日初めて知った。

私の勉強不足かもしれないが、どのくらい、どのような形でPRしているのかを教えてください。

< 林業振興課長 >

県のホームページへの掲載や認定事業体への資料送付、説明会の開催によるPRを行ってきたところ。

林業関係の学校にも、林業大学校の計画段階から情報提供や意見交換を随時行っており、新聞やテレビコマーシャルにおいてもPRさせていただいている。

今後、長期過程の募集を始めることから、力を入れて募集しているところ。

< 柳詰会長 >

他にはありませんでしょうか。

< 陣川委員 >

先ほどの説明の中で、森林が高齢級化し伐採が増えてくるという話があったが、林業従事者も高齢化する中で、人材を育成する話は必要だと思う。

森林総研では研究者を雇用しているが、まずは、興味を持ってくれる学生がいないと新人を雇えず、人材の確保に困っているところ。

この林業大学校の開校をきっかけとして、裾野を広げることを考えていただきたい。

高校生を対象としてとあるが、小学生や中学生に対しても対象を広げれば、ゆくゆくは研究者を目指す人材も出てくると思うのでよろしく願いしたい。

< 林業振興課長 >

確かに、高校生だけではなく、その下の世代にもPRは必要。

今後検討したいと思う。

<井澤委員>

林業大学校と新たな森林管理システムはつながっていると思う。

このようなシステムがないと、実家の山、我が家の山をどうしようかと林家は考えており、全部伐れる状態にはなっているが、伐った後は木を植えて育てることが必要であるため苦慮している状況。

実家の弟も、どこかに寄付するところはないかと困っている。

この制度が施行されたら、真っ先に取り組もうと考えているが、モデルケース的なものがあるとわかりやすいのではないかと思う。

具体的にこういう取り組みをやったという事例が示せば、地域の保守的な人たちにも分かってもらえるのではないか。

<森林整備課長>

冒頭のスライドで少し説明をさせていただいたが、新たな森林管理システムを先取りする形で、県内11地域延べ約1万ha、つまり、県内の民有林面積40万haのうちの40分の1をモデルケースとして、平成27年度から「森と担い手をつなぐ集約化促進事業」を実施している。

このなかで、一つは、団地毎に森林所有者に働きかけを行う、まさしく新たな森林管理システムと同じような取り組みを実施してきたところ。

その結果、森林施業を実施する際のベースとなる森林経営計画を作成した面積が、その団地内では、20%から40%に倍増した。

森林経営計画を作成し、例えば、森林組合もしくは林業事業体に一括して委託を行うことで、実際に林業は儲かるんだという、いい流れができたと思っている。

二つには、森林所有者への働きかけの中で、森林の所有権を手放したいという者がいたことから、制度の枠組みの中で、その山が欲しいという者にあっせんし、約50haが成約したという成果がある。

そのような県の成果も活用しながら、新たな森林管理システムにしっかりと応用できるよう頑張っていきたいと思っている。

なお、お手元に配付している、「森からの手紙」の裏面にも、今説明した取り組みについての解説があるのでご覧いただきたい。

これを、できるだけ多く人の目に触れるところに配架し周知することや、平成31年度から全国的に新たな制度が始まることもPRし、事業を展開していきたいと思っている。

<長谷川委員>

勘違いされたいけないと思い説明するが、大学校は文部科学省の大学とは別物。

学位が取れるような教育機関とは違うので、誤解のないようお願いしたい。

ニュース等を見て心配なのが、宮崎県で、誰かは判らないが、勝手に木を伐ったという事例があったが、熊本県内では、そういった被害は出ていないのか。

<森林整備課長>

宮崎県の事例については、我々も早い段階から認識しており、市町村にもその情報を伝えながら、危機感を持って対処していく必要があるとお願いをしているところ。

現在のところ、本県においては悪質なケース、いわゆる盗伐をされたというケースは把

握していないが、宮崎県の事例を参考に、例えば、森林所有者によく山を見回りしてもらうことや、我々行政機関も抜き打ち、もしくは森林施業の安全性を確認する際などに、巡視、パトロール等を行っているところ。

そのような、いわゆる監視の圧力を高めていく取り組みも必要だと思っている。

もう一つ、お手元に配付している「森からの手紙」の裏面にも説明してあるが、正式に伐採の届出が受理された森林については、伐採許可旗を伐採者に配布し、伐採現場に掲揚してもらうこととなっている。

この旗がない現場は、不適切な伐採地だと判るようにしており、そのような場所を我々がパトロールも兼ねて監視を行うこととしている。

森林資源を永続的に活用するためには、正しいルールの下で伐採を進めていく必要があることから、市町村、関係事業者、森林所有者と連携し、違法な伐採を排除するという取り組みをしっかりと進めていきたいと思っている。

<長谷川委員>

地上から、林道からの監視では見えない場所において伐採されていたことから、どうやって監視するのかと素人ながらに心配していたところ。

おそらくヘリなどを飛ばさないと本当に監視を行おうと思ったらできないのではないかと心配しており、その予算化等ができないかと思ったところ。

なお、北米では山火事が起きており、材価が高騰しているので、これを機に国産材の需要が伸びればと思っている。

<柳詰会長>

他にはありませんでしょうか。

<柳詰会長>

それでは、私から。

本当に今の林業は、厳しい状況にある。

森林環境税については、今までに全国の市町村長たちと数十年、一緒になってその創設には取り組んできた。

今回、森林環境譲与税が創設され、大変うれしく思っているが、そこに、新たな森林管理システムも始まるということとなった。

市町村が責任を持って行ってほしいとの説明を受けているが、その点については心配をしているところ。

先ほど、井澤委員が言われたとおり、誰か山を買ってほしい、市町村で山を管理してほしいなど、林業は大変厳しい状況にある。

この制度が運用されていく際に、意欲と能力のある林業事業者が本当に存在するのか、適正に育ててくれる者がいるのか、といった点を大変心配しているところ。

森林組合も本当に経営が厳しい状況であることから、そこに経営を委託することは大変厳しいのではないかと感じている。

林業経営に適さない森林も市町村自らが管理しなければならないと明記してあることから、今回、譲与税が創設されたことを受け、人を雇うための人件費や調査のための自動車の購入などの対応を行うわけだが、自治体として、現場を知る者としては、大変心配をし

ている。

県からも制度の運用、集約化の推進等について、しっかりと御指導いただきたいと思う。

< 森林整備課長 >

現在、県内 45 市町村のうち森林がある市町村は 44 であり、そのほとんどが新たな森林管理システムに取り組む意向を示していただいている。

例えば、現行の職員、それでも対応できない場合には、新たに職員を雇用もしくは林業事業体に再委託を行うなど、何らかの形で取り組んでいただくという回答を得ており、県としても大変ありがたく思っている。

当然、制度の推進のためには、県からもきめ細やかなフォローを行うことは大変重要だと思っている。

また、経営に適さない山をすべて市町村に任せることは、かなりの労力、責任も重いと感じていることから、我々としても「林業はもうかる世界ですよ」ということを発信していくとともに、高性能林業機械の導入による低コスト化、団地を集約化し、大ロットで出材することで高い付加価値をつけて売っていくなど、林業が回るようしっかりと対策をとっていきたいと考えている。

新年度まで残り 4 カ月となるが、市町村の皆様としっかりと膝を突き合わせながら、丁寧に対応していきたいと思っている。

< 柳詰会長 >

国有林野事業は特別会計から一般会計へ、また、県についても県有林事業をやっておられるし、林業公社の問題等もある。

林業の厳しさは、県の林務の皆様が一番御存知だと思いますので、ぜひ熊本県の林業に力を入れていただきたいと思う。

< 柳詰会長 >

他にはありませんでしょうか。

それでは、他に意見もないようですので、以上で議事を終了し、議長を降ろさせていただきます。

議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

< 森林整備課審議員 >

柳詰会長ありがとうございました。

委員の皆様には、長時間にわたり熱心に御議論いただき、また、貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

15:45 終了